

岐阜県公報

第 二 千 百 三 十 号

平成二十二年三月十二日

(金曜日)

目 次

規 則

○岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

(出納管理課) 一九二_{ページ}

告 示

○公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する告示の一部改正

(地球環境課) 一九二

○救急医療施設の委嘱

(医療整備課) 一九二

○牛のブルセラ病の検査の実施

(畜産課) 一九二

○牛の結核病の検査の実施

(同) 一九三

○牛のヨーネ病の検査の実施

(同) 一九三

○死亡牛の伝達性海綿状脳症の検査の実施

(同) 一九三

○牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の検査の実施

(同) 一九四

○馬伝染性貧血の検査の実施

(同) 一九四

○豚のオースキー病の検査の実施

(同) 一九四

○豚の流行性脳炎の検査の実施

(同) 一九五

○家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病の検査の実施

(同) 一九五

○みつばちの腐蛆^も病の検査の実施

(同) 一九五

○土地収用法に基づく事業の認定

(用地課) 一九六

○道路の供用開始

(道路維持課) 一九七

○道路の区域変更

(同) 一九七

○岐阜都市計画道路事業の事業計画の変更認可

(街路公園課) 一九八

○保安林の指定予定

(揖斐農林事務所) 一九九

監査委員告示

○定期監査の結果に基づいて講じた措置

(監査委員) 一九九

公 示

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 二〇五

○大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業流通課) 二〇五

○飼料の試験結果

(畜産課) 二〇六

○岐阜県森林情報システム再開発委託業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告

(林政課) 二〇七

○公共測量の終了

(用地課) 二〇八

○猟銃等講習会の開催

(生活環境課) 二〇八

○年少射撃資格講習会の開催

(同) 二一〇

正 誤

○岐阜県宅地造成等規正法施行細則の一部を改正する規則中

(法務・情報公開課) 二二〇

訂正

(同) 二二〇

○保安林の指定予定中訂正

(同) 二二〇

規 則

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十四号

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県証紙条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「百分の三」を「百分の二・二三五」に、「百分の二・六八五」を「百分の二」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第七十七号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する告示（昭和四十八年岐阜県告示第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和四十六年政令第百五十九号）第一項」を「環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項」に改める。

別表中「D」を「C」に改める。

岐阜県告示第七十八号

次の医療機関を救急医療施設として平成二十二年三月一日委嘱したので、救急医療施設取扱要綱（昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号）第四の規定により告示する。

平成二十二年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

医 療 機 関 名	所 在 地	有 効 期 限
医療法人生友会柳津病院	岐阜市柳津町宮東二丁目一〇二番	平成二五・二・二八

岐阜県告示第七十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のブルセラ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛のブルセラ病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後九十日未満のものを除く。） 2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	大垣市、関市、美濃市、羽島市、中津川市、郡上市、飛騨市、下呂市、羽島郡、安八郡、揖斐郡、大野郡

三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定するブルセラ病の検査方法による。

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百八十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛の結核病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛の結核病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛のうち過去二年以内（平成二十年度及び平成二十一年度内）に検査を受けていない牛（生後九十日未満のものを除く。） 2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	大垣市、関市、美濃市、羽島市、中津川市、郡上市、飛騨市、下呂市、羽島郡、安八郡、揖斐郡、大野郡

三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する結核病の検査方法による。

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百八十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次

のとおり牛のヨーネ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛のヨーネ病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後百八十日未満のものを除く。） 2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	岐阜市、高山市、各務原市、土岐市、美濃加茂市、瑞浪市、恵那市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、本巣郡、養老郡、不破郡、加茂郡、可児郡

三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定するヨーネ病の検査方法による。

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百八十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり死亡牛の伝達性海綿状脳症の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する伝達性海綿状脳症の検査方法による。

五 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百八十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏牛（原則として最終の採血が終了するまでのワクチン接種を行わない牛）

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

中和試験

五 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百八十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性貧血の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）による競馬に出場する馬
- 2 1 に該当する馬のほか、家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する馬伝染性貧血の検査方法による。

五 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百八十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚のオースキー病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

豚のオーエスキー病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖豚及び繁殖候補豚

その他、家畜保健衛生所長が特に必要と認める豚

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

エライザ法、ラテックス凝集反応法又は中和試験

五 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百八十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚の流行性脳炎の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

豚の流行性脳炎の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

三 未越夏豚（原則としてワクチン接種を行わない豚）

四 実施する区域

県内全域

五 検査の方法

赤血球凝集抑制反応法

六 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百八十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり、家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

二 家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病発生予防のため

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏候補鶏

四 実施する区域

県内全域

五 検査の方法

1 家きんサルモネラ感染症及びマイコプラズマ病については、急速凝集反応法

2 ニューカッスル病については、赤血球凝集抑制反応法

六 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百八十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりみづちの腐蛆病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

みづちの腐蛆病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

みつばち（所管家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。）

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査

五 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百八十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称

本県市

二 事業の種類

本県市淡墨公園改修整備事業（以下「本件事業」という。）

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県本県市根尾板所字上段地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三十三号に該当するため、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である本県市は、既に財源措置を講じており、本件事業を遂行

する充分な意思と能力を有していることから、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

本件事業は、淡墨公園（以下「本施設」という。）西側の針葉樹林の落葉広葉樹林化及び周辺人工林の強間伐とともに、障がい者用駐車場の増設及び施設内通路の舗装整備を行うことにより、国指定天然記念物である淡墨桜の保全並びに本施設の利便性及び安全性の向上を図ることを目的とするものである。

本施設は、毎年多くの観光客を集める淡墨桜を中心とする本県市の重要な観光拠点であるとともに、イベント及びレクリエーションの拠点であり、地域住民の憩いの場となっている。しかしながら、山間地に位置すること、周辺の針葉樹の過密植林により、桜の生育に必要な日照時間、土壌水分及び養分が十分に得られないために、今後の淡墨桜の保全が難しい状態にある。

また、本施設には障がい者用駐車場が不足しており、駐車待ち等の不便な状況が発生しているとともに、施設内通路に未舗装箇所が存在するなど、利便性及び安全性の確保が不十分な状態にあり、バリアフリーに重点を置いた整備が望まれている。本施設は本県市が総合計画に基づき推進している「活力と賑わいのあるまちづくり」の重要拠点であり、本件事業は観光資源を生かした賑わいのあるまちづくりに寄与するものである。

本施設が改修整備されることにより、本県市の重要な観光資源である淡墨桜の保全並びに本施設の利便性及び安全性の向上が図られ、淡墨桜を生かした観光のより一層の振興が期待される。したがって本件事業の計画の妥当性と事業の効果とを考慮すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられる。他方、本件事業の起業地（以下「本件起業地」という。）に周知の埋蔵文化財の存在は確認されておらず、また希少な動植物及び周辺の環境に及ぼす影響は認められないため、失われる利益は小さいと考えられる。

また、本件起業地は、社会的条件、地理的条件及び経済的条件をもとにして選定した三案を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されたものである。

さらに、本件事業は施設整備の目的を遂行するために必要な最低限の公園用地及び障がい者用駐車場を計画的に整備するものであり、本件起業地は、必要最小限の範囲と認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業により、淡墨桜の保全並びに本施設の利便性及び安全性の向上が図られ、観光資源を生かした賑わいのあるまちづくりに寄与することが期待されることから、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

本県市役所根尾総合支所総務産業課

岐阜県告示第百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の決定又は 変更の告示年月日 ほか)
県道	金山線 上之保線	関市大字上之保字田尻洞一六 八四七番一地先から 同市大字同 字同 八三六番一地先まで 一六	七五〇	平成 二〇・三・二二	平成 一六・四・二七

岐阜県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後 別	敷地の 員 幅	延長 (メートル)	備考
県道	恵那線	瑞浪市釜戸町字裏山一〇 六九番二〇二地先地内 瑞浪市大湫町字割山二二 一番二地先地内	前 後	五・〇 五・六	三六〇 三六〇	
			前 後	七・二 八・〇	三・五 三・五	
			後 後	八・〇 三・〇	三・五 三・五	

岐阜県告示第百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一般国道	道路の種類
百五十八号	路線名
高山市松之木町一七九番四地 先から 同市同町二二番一地 先まで	区間
九〇〇	延長（メートル）
平成三・三・三	供用開始の期日
平成二・三・二 四	備考（区域の又は他の決定の又は変更の又は告示年月日）

岐阜県告示第百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十一日

岐阜県知事 古田 肇

県道				道の種類	
清古 見川線				路線名	
同市同町同字御堂		同市同町同字同三四九番の一地从先まで		区間	
前D	前C	後B	前B	前A	別変区 前後更域
一三〇 八九〇	四〇〇 一八〇	三三〇 二六六	三二〇 二六六	九六〇 一九二	員敷地 の幅 員 ル(メート
一、二九〇	九七・六	二〇九・〇	二〇九・〇	一三七・二	延 員 ル(メート
敷地面積は、及び、 の表示図に示す		敷地面積は、及び、 の表示図に示す		敷地面積は、及び、 の表示図に示す	
備考		備考		備考	

岐阜県告示第百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二條第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十一日

岐阜県知事 古田 肇

— 施行者の名称

岐阜市

二 都市計画事業の種類及び名称

平成十四年岐阜県告示第五百六十五号 岐阜都市計画道路事業 三・五・六十七号

運動場加茂線

三 事業施行期間

平成十四年十月十八日から

同二十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

岐阜県告示第百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次

の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十二年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町坂内広瀬字箆掛三八三三、三八三四の五

二 指定の目的

なだれの危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県揖斐農林事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、岐阜県知事等関係機関から平成二十一年度定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十二年三月十二日

岐阜県監査委員 野 村 保 夫

岐阜県監査委員 足 立 勝 利
岐阜県監査委員 帆 刈 信 一
岐阜県監査委員 水 谷 雄 二
岐阜県監査委員 神 戸 正 雄

監査の結果に基づき講じた措置について

平成21年度定期監査の結果、40件の指摘事項、150件の指導事項及び2件の本課検討事項が認められ、是正又は改善の措置を講じるよう求めたところ、すべての機関から措置を講じた又は是正又は改善に向け取組中との通知がありました。

1 講じた措置の概要

講じた措置の内訳は次のとおりです。

区 分	監査結果件数	うち、是正又は改善の措置を講じたもの	うち、是正又は改善に向け取組中のもの
指摘事項	40	39	1
指導事項	150	150	0
本課検討事項	2	2	0
計	192	191	1

2 講じた措置（指摘事項）

総合企画部

機関名	監 査 結 果	講 じ た 措 置
市町村課	貸付金の管理が不適正	是正又は改善の措置を講じた
統計課	収入に係る調定遅延	是正又は改善の措置を講じた

環境生活部

機関名	監 査 結 果	講 じ た 措 置
不法投棄監視課	時間外勤務手当の過大支給	是正又は改善の措置を講じた
人づくり文化課	貸付金の管理が不適正	是正又は改善の措置を講じた

健康福祉部

機関名	監 査 結 果	講 じ た 措 置
高齢福祉課	延滞金の未徴収	是正又は改善の措置を講じた
	貸付金の管理が不適正	是正又は改善の措置を講じた
子ども家庭課	貸付金の管理が不適正	是正又は改善の措置を講じた
看護大学	物品の管理事務が不適正	是正又は改善の措置を講じた
	検査事務が不適正	是正又は改善の措置を講じた
食肉衛生検査所	時間外勤務手当の過大支給	是正又は改善の措置を講じた
飛騨子ども相談センター	電子複写料の支払不足	是正又は改善の措置を講じた

講じた措置の主な内容は、次のとおりです。

機 関 名	高 齢 福 祉 課
監 査 結 果	高齢者住宅整備資金貸付金に係る元利償還金については、高齢者住宅整備資金貸付規則第5条に基づき、半年賦又は月賦の元利均等償還により10年以内に償還することとされている。 また、正当な理由がなく資金を償還期限までに償還しなかった場合は、同規則第13条に基づき、その遅延日数に応じ、年10パーセントの延滞利息を徴収することとされている。 平成20年度定期監査において、高齢福祉課における同貸付金に係る延滞利息の徴収状況についてみたところ、同規則に基づく徴収手続を行っていないため、公平性及び合規性の観点から改善を求めた。 そこで、平成21年度定期監査においてこの状況を確認したところ、平成20年度に新たに償還された元利償還金4件4,430,927円に対し、延滞利息が4,654,800円と計算されるが、これについて、依然として徴収手続を行っていないかった。 高齢福祉課においては、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
講じた措置	平成20年度定期監査において指摘のあった延滞利息及び平成21年度定期監査において指摘のあった延滞利息については、平成19年度以降に発生する延滞利息から徴収することとし、徴収手続を行いま

した。

機 関 名	看護大学
監 査 結 果	県有備品の管理については、岐阜県会計規則では、毎年度1回以上その管理する物品を、物品一覧表等と照合しなければならないとされており、また、物品の現物実査実施要領では、機関の長が総括責任者として現物実査を指示し、結果の報告を受け、これを承認することになっている。 また、これらの県有備品を処分するに当たっては、不用決定のうち、物品一覧表から除却することとされている。 そこで、1万点超と多数の物品を有する看護大学における県有備品の管理及び処分事務についてみたところ、次の不適正な事項が認められた。 1 平成19年度及び平成20年度に実施した現物実査において、情報システム関連備品209件（取得価格計67,898,267円）を適正な手続を経ずに平成19年3月に191件（取得価格計65,698,763円）、平成20年3月に18件（取得価格計2,199,504円）廃棄していたにもかかわらず、現存すると報告していた。 なお、物品一覧表との不一致を解消するため、平成21年3月18日に除却していた。 2 平成20年度に実施した現物実査の結果、過去に廃棄等した176件（取得価格計11,897,003円）を物品一覧表から除却していなかったと報告していたが、そのすべての備品について不用決定の手続を行っておらず、廃棄に係る事実関係が明らかでなかった。 このため、当該備品の処分に係る経緯を明らかにするよう調査を指示したところ、平成21年9月2日現在では、176件のうち、9件（取得価格計833,073円）が実際には廃棄されておらず現存することが判明し、3件（取得価格計208,215円）が二重登録等の誤りであったことが判明した。 看護大学においては、事実関係が明らかになっていない1164件（取得価格計10,055,715円）について、引き続き調査を実施し、早急に備品の正確な把握及び整理を図るとともに、今後はこのようなことがないよう、管理体制に万全を期し、適正に処理されたい。
講じた措置	物品一覧表に登録されている物品のうち、平成20年度現物実査において現物が確認できなかった176件について、管理していた現場の再確認をする等の再調査を実施しました。 再調査の結果、所在を確認したものの20件を除き、なお所在不明なもの144件等については除却等の処理を行いました。

今後は、物品の管理及び廃棄の手続を適正に行うことを徹底します。

農政部		
機関名	監 査 結 果	講 じ た 措 置
農業振興課	貸付金の管理が不適正	是正又は改善の措置を講じた
可茂農林事務所	県有自動車の処分事務が不適正	是正又は改善の措置を講じた
農業大学校	授業料収入事務が不適正	是正又は改善の措置を講じた

講じた措置の主な内容は、次のとおりです。

機 関 名	農 業 大 学 校
監 査 結 果	農業大学校の授業料については、岐阜県農業大学校授業料等徴収条例により、1 か月分を毎月の納入期限までに納入しなければならないとされている。また、岐阜県会計規則では、徴収すべき金額が確定したときは、納入通知書により納入義務者に納入の通知をするとともに、納期限までに完納しない者があるときは、完納すべき旨を督促しなければならないとされている。 そこで、農業大学校における授業料の収入事務についてみると、次の不適正な事項が認められた。 1 6 か月分の授業料を、学生経費や育友会経費といった私費とともに、年2 回（4 月、10 月）私費会計口座に振り込むよう農業大学校が納入義務者に依頼していた（6 か月分の振込総額：47 名分1,690 万円余）。 2 納入義務者に対し納入通知書を渡さず、私費会計口座を管理する職員が同口座より毎月県に授業料を納入し、納入後も領収証書を渡していなかった。 3 私費会計口座への振り込みが遅れていた一部の学生の授業料（13 名分71,000 円）について、県への収納未済とせず、私費会計内部において立て替えて県に納付していた。 これは、農業大学校が保護者等の負担軽減を図るため、独自に内規を定め行われていることによるものであるが、条例等の規定する取扱いと異なるとともに、事故発生等のリスクへの対応が明確となっていないことから、保護者等の負担を勘案しつつ、適正な事務処理となるよう見直しを図られたい。

講じた措置
本校の授業料の徴収については、毎月の納付に伴う保護者等の負担を考慮して取り扱ってきたのですが、条例等の規定とは異なるところがありました。 このため、保護者等の負担の軽減及び徴収に係る事務の合理化などにも配慮し、授業料の納入時期について、県内の類似教育機関と同様に年2 回となるよう主務課とも協議のうえ、平成22 年第1 回県議会定例会に改正条例案を提出し、取扱いの見直しを進めます。

県土整備部		
機関名	監 査 結 果	講 じ た 措 置
技術検査課	収入に係る調定遅延	是正又は改善の措置を講じた
道路建設課	時間外勤務手当の過大支給	是正又は改善の措置を講じた
大垣土木事務所	道路占用料の徴収不足	是正又は改善の措置を講じた
可茂土木事務所	県有自動車の廃止に伴う自動車重量税還付金等の未請求	是正又は改善の措置を講じた

都市建設部		
機関名	監 査 結 果	講 じ た 措 置
公共建築住宅課	延滞金の未徴収	是正又は改善に向け取組中
	一般会計と特別会計の区分 経理が不適正	是正又は改善の措置を講じた

講じた措置の内容は、次のとおりです。

機 関 名	公 共 建 築 住 宅 課
監 査 結 果	県営住宅の家賃（県営住宅使用料）については、岐阜県県営住宅条例第15 条第2 項に基づき、毎月末までにその月分の家賃を納入することとされている。 また、納期限までに納入しない者があるときは、地方自治法及びこれに基づく岐阜県税外収入延滞金徴収条例の定めるところにより、延滞金を徴収することとされている。 平成20 年度定期監査において、公共建築住宅課における県営住宅

		使用料に係る延滞金の徴収状況についてみたところ、条例に基づく徴収手続を行っていないため、公平性及び合規性の観点から検討を求めた。 そこで、平成21年度定期監査においてこの状況を確認したところ、収納された県営住宅使用料のうち延滞金が発生する可能性があるもの（滞納繰越分12,810,848円、平成20年度分のうち納期限後20日を超えて納入された78,055,600円）について、県営住宅使用料を管理するシステムが延滞金を計算する仕様となっていないこともあり、延滞金の額を把握しておらず、延滞金の徴収手続を行っていないかった。 公共建築住宅課においては、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	
講じた措置		公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。 延滞金の徴収については、家賃自体の支払能力が乏しい者が多く、延滞金を請求することで更なる負担を強いることになり、いたずらに不良債権が増えるだけで実効性が期待できないことや福祉的見地からその徴収を見合わせていました。 しかし、今回、監査委員からの指摘を受け、課内で検討を行った結果、件数も膨大であるため、徴収のためのシステム改修に係る予算要求を平成22年度当初予算の中で行っています。 なお、運用開始時期については、全国で初めての試みであるため、他県の状況を勘案していくものとします。	
振興局			
機関名	監 査 結 果	講 じ た 措 置	
岐阜振興局	現金の取扱事務が不適正	是正又は改善の措置を講じた	
講じた措置の内容は、次のとおりです。			
機 関 名 岐阜振興局			
監 査 結 果 岐阜振興局は、岐阜県証紙条例施行規則第8条第1項の規定により、岐阜県収入証紙（以下、「収入証紙」という。）の売りさばきを取り扱う現地機関として指定されており、収入証紙売りさばきに係る現金を取り扱っている。			

		そこで、岐阜振興局における現金の取扱事務についてみたところ、現金出納簿に記載されていた現金残高よりも1,000円多く現金を保管していた。これは、平成19年12月20日午前中に売りさばいた収入証紙（17件358,700円）について、売りさばき枚数と現金を照合したところ、現金が1,000円多かったため、金庫にて保管していたとのことであったが、その後速やかに適切な処理を行っておらず、長期間保管したままとなっていた。なお、当該現金は、平成21年10月13日に岐阜中警察署に準遺失物として届出し、受理されている。 岐阜振興局においては、現金の管理・保管について管理体制を強化するとともに、今後は適正に処理されたい。	
講じた措置		現在は、毎日、証紙売りさばき伝票、現金出納簿及び現金が一致することを複数の職員で確認しています。 万が一、不一致が生じた場合は、その日のうちに原因究明のため収入証紙購入先に問い合わせ等を行い、それでも特定できないときは、準遺失物として届出する等その都度適切な処理を行うこととしています。 また、収入証紙に関する担当者を、定期的に変更するとともに、収入証紙の有り高についても、出納員が抜き打ちにより現物と台帳のチェックを行うこととしました。 今後はこのようなことのないよう適正に処理します。	
教育委員会			
機関名	監 査 結 果	講 じ た 措 置	
教育財務課	貸付金の管理が不適正	是正又は改善の措置を講じた	
土岐少年自然の家	負担金の支出事務が不適正	是正又は改善の措置を講じた	
御嶽少年自然の家	委託料の支払遅延	是正又は改善の措置を講じた	
岐阜高等学校	行政財産の目的外使用に係る許可事務が不適正	是正又は改善の措置を講じた	
岐阜商業高等学校	行政財産の目的外使用に係る収入事務が不適正	是正又は改善の措置を講じた	
岐南工業高等学校	行政財産の目的外使用に係る収入事務及び許可事務が不適正	是正又は改善の措置を講じた	
岐阜各務野高等学校	支出命令の時期が不適正	是正又は改善の措置を講じた	

本巣松陽高等学校	収入に係る調定遅延	是正又は改善の措置を講じた
岐阜農林高等学校	収入に係る調定遅延	是正又は改善の措置を講じた
山県高等学校	授業料等収入事務が不適正	是正又は改善の措置を講じた
大垣東高等学校	使用料の過大徴収	是正又は改善の措置を講じた
大垣桜高等学校	手数料等の支払先誤り	是正又は改善の措置を講じた
八百津高等学校	休学に伴う減額調定の遅延	是正又は改善の措置を講じた
可児高等学校	使用料の過大徴収	是正又は改善の措置を講じた
恵那南高等学校	行政財産の目的外使用に係る収入事務が不適正	是正又は改善の措置を講じた
大垣特別支援学校	契約方法が不適正	是正又は改善の措置を講じた
東濃特別支援学校	支出命令の起案時期が不適正	是正又は改善の措置を講じた

講じた措置の主な内容は、次のとおりです。

機 関 名	土岐少年自然の家
監 査 結 果	土岐少年自然の家は、土岐市に対し、園戸池管理費負担金100,000円を毎年支出している。 同自然の家では、北部に位置する園戸池から施設の開所時（昭和50年）より飲料水を取水していたことから、土岐市と締結した覚書に基づき、維持管理費200,000円を支払ってきた。 その後、平成5年度に上水道への切替えが行われ、同池から取水することがなくなったものの、新たな覚書の締結等することなく、維持管理費100,000円を支払ってきたことから、平成20年7月に実施した定期監査において、支出の原因及び計算の基礎を明らかにするよう改善を求めたところである。 しかし、平成21年度定期監査において改善状況を確認したところ、引き続き園戸池維持管理費として支払が行われていた（支出年月日：平成21年4月1日）ので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
講じた措置	指摘のあった支出については、支出の原因となる事実を土岐市と再度確認しあったうえで、その原因と負担額を明らかにした協定書を改めて平成21年9月16日付けで締結し、是正措置を行いました。

平成20年7月の定期監査において指摘を受けていたにもかかわらず、是正措置をとらないまま、平成20年度においても支出していたことを深く反省し、今後は支出の根拠を明らかにした書類に基づき支出するという、支出事務の基本的ルールの遵守を改めて徹底すること、再発防止に努めます。

機 関 名	山県高等学校
監 査 結 果	県立高等学校の授業料等については、原則、口座振替の方法により県に納付されているが、口座振替ができなかった場合等には、納付書を納入義務者に交付し、出納員が直接現金により収納している。岐阜県会計規則では、出納員は、納付書を添えて現金の納付を受けたときは、同規則に定める領収証書を納入者に交付し、即日、収納金を金融機関に払い込むこととされている。 また、岐阜県税外収入延滞金徴収条例では、大幅に納入が遅れているなどして延滞金が発生している場合はこれを納入させることとされている。 そこで、山県高等学校における授業料の収入事務についてみたところ、次の不適正な事項が認められた。 1(1) 平成21年4月1日から予備監査を実施した5月20日までの間、授業料及び入学金として28件308,100円（他にPTA会費等の学校諸費315,150円）の現金を受領したにもかかわらず、現金出納簿への記載及び金融機関への払込みを行っておらず、金庫に保管していた。 2(2) 授業料の収納は、高等学校授業料等口座振替システムにより管理されているが、授業料の口座振替不能が発生し、同システムで納付書兼領収済通知書及び領収証書が作成されるまでの間に受領した現金について、岐阜県会計規則取扱要領に定める領収証書を作成し交付すべきところ、市販の領収証書を交付しているものがあった（4件69,000円）。 3(3) 予備監査後、6月1日に現金の払込状況を確認したところ、生徒に交付した授業料及び入学金に係る28件308,100円分の領収証書の領収日は、学校が現金を受領した日となっていたが、学校の控えである納付書兼領収済通知書の領収日は、誤って金融機関に現金の払込みをした日としていた。 2 受領した現金のうち、平成21年4月11日に収納された19年6月分の授業料については延滞金1件2,300円が発生していたにもかかわらず、延滞金の徴収手続を行っていないかった。 学校は、速やかに措置するとともに、今後は管理体制に万全を期

	し、適正に処理されたい。
講じた措置	金融機関への申込みが遅れていた授業料等の現金については、すべて金融機関に払込みを完了しました。その後に現金納付のあった授業料等は、原則、即日（金融機関の営業時間終了後は翌日）金融機関に払い込むこととしています。 現金出納簿についても、現金を収納したとき及び金融機関へ払込みをしたときにその都度記載しています。 また、交付した市販の領収証書はすべて回収し、その後は、岐阜県会計規則取扱要領に定める領収証書の様式により交付しています。領収証書の領収日については、学校が現金を受領した日とし、学校の控えである納付書兼領収済通知書の領収日も同一の日付（収納日）で処理しています。 延滞金1件2,300円については、納入通知書を平成21年8月13日付けで発送しました。今後は、授業料等の収納金で延滞金が発生したものについては、適正に徴収手続を行います。 なお、今回の指摘を踏まえ、学校の会計事務について管理体制を万全にし、適正に処理するよう職員の意識改革に努め、会計事務に関する研修への積極的参加、県関係課や周辺校からの情報収集も実施していきます。
機 関 名	大垣桜高等学校
監 査 結 果	県立高等学校においては、合併処理槽の清掃やゴミの収集等校舎の管理業務について業者と契約を締結し、契約内容の履行を確認後、業者からの請求に基づき支払を行っている。 公金の支出に当たっては、岐阜県会計規則では、収支等命令者が県の債務が確定していることを証する書類等に債権者からの請求書を添え、支出金調書により支出命令を発し、これを出納員が審査したうえで、支出することとされている。 大垣桜高等学校における合併処理槽汚泥処理清掃業務手数料単価契約及びゴミ収集業務単価契約の支出事務についてみたところ、支払先を誤り、正当な債権者以外の者に支払っているものがあった（合併処理槽汚泥処理清掃業務手数料単価契約 2件693,000円、ゴミ収集業務単価契約 1件42,315円 計3件735,315円）。 これは、支出負担行為兼支出金調書の入力に当たって、担当者が債権者以外の者を誤って受取人として入力し、出納員の審査においても誤りに気がつかないまま支払の処理が行われたためである。なお、同校から誤って支払を受けた業者は自らの債権でない」と認識し、

既に正当な債権者へ支払金を受け渡していた。 学校は、誤って支払金を受けた業者からの返納等について速やかに措置するとともに、今後は審査体制に万全を期し、適正に処理されたい。	講じた措置	
誤って支払をした業者に支払金を速やかに返納するよう要請し、戻入手続を行うとともに、正当な債権者には支払をしました。 また、今後このような会計処理がないように債権者の確認を慎重に行うとともに、審査体制に万全を期します。		
警察本部		
機 関 名	監 査 結 果	講 じ た 措 置
会計課	消耗品費の支払遅延	是正又は改善の措置を講じた
その他		
機 関 名	監 査 結 果	講 じ た 措 置
人事委員会事務局	委員報酬の過大支給	是正又は改善の措置を講じた
講じた措置の内容は、次のとおりです。		
機 関 名	人事委員会事務局	
監 査 結 果	行政委員会の委員報酬については、岐阜県各種委員等給与条例第3条第1項により、その額が月額で定められている者の報酬は、その月に1日も勤務しなかった場合は支給しないこととされている。 人事委員会事務局における委員報酬の支出事務についてみたところ、1名の委員に対し、平成20年9月の勤務実績がなかったにもかかわらず、当月分の報酬が支払われていた。 人事委員会事務局においては、過払いとなっている報酬1か月分190,000円について速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	
講じた措置	指摘事項については、速やかに戻入手続を行いました。 委員の勤務実績（委員会等の出席状況）の確認については、報酬の支給日が毎月21日であるため、再度、毎月末にその月の勤務実績を確認し、1日も勤務しなかった場合は速やかに支給済みの報酬の戻入手続をとることができるよう、事務処理体制を見直し、改善	

を図りました。	
3 講じた措置（指導事項） 150件の指導事項について、是正又は改善の措置を講じるよう求めたところ、すべての機関から措置を講じたとの通知がありました。 4 講じた措置（本課検討事項）	
機関名	監 査 結 果
医療整備課	看護大学の地方独立行政法人化に向け、適正な財産の引継の検討
特別支援教育課	スクールバス更新に係る入札及び契約方法の検討
講 じ た 措 置	
是正又は改善の措置を講じた	
是正又は改善の措置を講じた	
公 示	
。特定非営利活動法人の定款変更認証申請 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。 平成二十二年三月十二日 岐阜県知事 古 田 肇 一 申請のあった年月日 平成二十二年二月十八日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人NSKスポーツ科学協会 三 代 表 者 の 氏 名 高間 敏宏 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市領下六丁目八五番地二 五 定款に記載された目的 この法人は、社会一般に対して、技術者の科学研究、技術を活用し、スポーツ選手に対する保健ボランティア、	
高齢者、障害者に対する医療、福祉ボランティアの推進 障害者に対する企業の自立支援活動、清掃活動を通じ住みよいまちづくりに関する普及啓発事業を行い、技術、保健、福祉及び医療、環境が調和されたシルバー社会とエコ社会の構築に寄与することを目的とする。 。大規模小売店舗の新設の届出に関する件 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。 なお、その届出書等は平成二十二年三月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。 平成二十二年三月十二日 岐阜県知事 古 田 肇 一 届出年月日 平成二十二年三月二日 二 届出者の氏名又は名称 株式会社オークワ 三 建物の名称及び所在地 （仮称）スーパーセンターオークワ美濃インター店 美濃市美濃インター前土地区画整理事業地域内街区番号一五仮地番四七 外 四 大規模小売店舗の新設日 平成二十二年十一月三日 五 店舗面積 六、七七三平方メートル 六 駐車場の収容台数 四一五台	

七 荷さばき施設の面積
二二三平方メートル

○県下の施設結果

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第

五十六条第七項の規定により、平成二十二年十一月に収去された飼料の試験の結果の概要を公表する。

平成二十二年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

収去番号	製造事業場等 の名称及び地 所の名称	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入)年 (月)	分 析			結 果			の 概 要					違反の 内容
					粗たん 白質 %	粗脂肪 %	粗繊維 %	粗灰分 %	カルシ ウム %	りん %	揮発性 塩基性 窒素 %	水溶性 窒素 %	ペクチ ン消化 率 %	T D N %	M E Kcal /kg	
21	全国酪農飼料 株式会社 東 海工場 愛知 市 津島区 玉の郷2番 地の8	岐阜県恵那市 長島町永田44 38—4	ぎふ75	H21.11	17.3	4.0	4.7	4.5	0.61	0.58						
22	同上	同上	こだわりドライ	H21.11	20.1	3.4	3.7	5.4	0.32	0.71						
23	同上	同上	こだわり肥育前期	H21.11	11.2	2.7	3.7	3.9	0.53	0.48						
24	協同飼料株式 会社 名古屋 工場 愛知県 市 港南区 船見町19	岐阜県高山市 丹生川町新張 290	カンフスナイン スナスデックス	H21.10	16.0	3.2	5.8	5.5	0.87	0.60						
25	同上	同上	ノーサン印肉用牛 肥育用配合飼料 ひだサソフラック	H21.11	11.1	3.3	5.3	2.8	0.21	0.40						
26	同上	同上	ノーサン印肉用牛 肥育用配合飼料 飛騨ビーフ後期	H21.11	12.3	2.5	3.6	3.3	0.17	0.51						
27	同上	同上	ノーサン印肉用牛 肥育用配合飼料 高山ビーフ	H21.11	12.3	3.0	3.7	3.3	0.18	0.51						
28	清水港飼料株 式会社 鹿島 工場 茨城県 市 茨城深 芝4番8	岐阜県高山市 丹生川町方 190番地	オールインワン 和牛繁殖	H21.11	14.2	2.5	6.3	6.4	1.17	0.45						

30	全国酪農飼料株式会社 海工場 愛知県津浦町2番地の8	岐阜県高山市 八日町	こたわりナンバー ラシ	H21.11	17.7	3.5	3.8	4.7	0.70	0.50								
31	同上	同上	ハイランド74	H21.11	17.1	4.0	5.5	5.2	0.82	0.59								
32	同上	同上	マイタイベース	H21.11	17.3	5.7	5.5	4.3	0.60	0.51								
33	JA 東日本くみあい飼料株式会社知多工場 愛知県知多市北浜町16番地	岐阜県高山市 国府町三日町37番地	新ひだっこG	H21.11	18.0	2.9	7.2	6.6	1.10	0.57								
34	同上	同上	くみあい配合飼料 肉牛肥育用きわみ	H21.11	12.4	2.6	7.6	3.4	0.33	0.46								
35	同上	同上	飛騨牛繁殖用新れんさん	H21.11	16.4	4.1	6.2	6.5	0.89	0.75								
36	同上	同上	ほいくの健ちゃん	H21.11	19.4	3.4	4.0	5.1	0.74	0.56								
37	同上	同上	ハイ・コーンプレー ケタルラテ	H21.11	11.3	3.7	4.6	2.5	0.15	0.41								
39	中部飼料株式会社 愛知県知多市北浜町14番地6	岐阜県高山市 間屋町57	マル中印肉牛用配合飼料 きらめき仕上	H21.11	13.2	4.5	4.7	2.7	0.18	0.53								
40	豊橋飼料株式会社 豊橋工場 愛知県豊橋市明海町5番地の9	同上	マル上肉牛肥育用 配合飼料 飛騨の里	H21.11	13.3	4.4	5.1	3.6	0.12	0.46								

。岐阜県森林情報システム再開発委託業務の仕様書案に対する意見招請に関する公
告

岐阜県森林情報システム再開発委託業務について仕様書案の作成が完了したので、次

のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十二年三月十二日

岐阜県知事 古 田

肇

1 調達役務の名称及び数量 岐阜県森林情報システム再開発委託業務 一式 2 意見の提出方法等 (1) 提出期限 平成22年 3 月26日 (金) 午後 5 時15分 (郵送の場合は必着のこと。) (2) 提出 先 〒500—8570 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号 岐阜県林政部林政課森林調査担当 電話 058—272—1111 (内線3025) (3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。 3 仕様書案の交付期間及び交付場所 (1) 交付期間 平成22年 3 月12日 (金) から平成22年 3 月26日 (金) までの毎日 (県の機関の休日を除く。) 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで (2) 交付場所 2 の②に同じ。 4 意見招請に関する事務を担当する部局 2 の②に同じ。 5 Summary (1) Subject of the materials to be put forward for comment: Replacement of Forest Information System (2) Date, time and place for the distribution of materials for comment: Every day from 8:30 a.m. to 5:15 p.m. from 12 March 2010 through 26 March 2010 (excluding weekends) at the Forest Research Section, Forestry Policy Division, Department of Forestry Policy, Gifu Prefectural Government Office building (see (4) below). (3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment: 5:15 p.m., 26 March 2010. (Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:15 p.m., 5 March 2010.) (4) For further information, please contact: Forest Research Section, Forestry Policy Division, Department of Forestry Policy, Gifu Prefectural Government 2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570 Tel: 058-272-1111 Ext. 3025	○公共測量の終了 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜市宇佐一丁目東土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 平成二十二年三月十二日 岐阜県知事 古 田 肇 一 作業機関 岐阜市宇佐一丁目東土地区画整理組合 二 作業種類 公共測量 (土地区画整理) 三 作業期間 平成二十二年五月二十五日から 同 二十二年二月一日まで 四 作業地域 岐阜市宇佐一丁目 地内 ○猟銃等講習会の開催 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第五条の三第一項の規定により、 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。 平成二十二年三月十二日 岐阜県公安委員会 委員長 鈴 木 嘉 進 一 開催する講習会の種類 1 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する講習会 (以下「初心者講習会」という。) 2 銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする
---	--

二

する者に対する講習会（以下「経験者講習会」という。）
初心者講習会
講習会の開催日時及び場所

開 催 年 月 日	開 催 時 間	開 催 場 所
平成二十二年 五月二十七日（木）	午前十時から 午後五時まで	東濃西部総合庁舎
同 年 八月 五日（木）	同	飛 騨 総合庁舎
同 年 十月 七日（木）	同	岐阜県シンクタン ク庁舎
同 年 十二月 九日（木）	同	可 茂 総合庁舎
平成二十三年 三月 三日（木）	同	大 垣 市 民 会 館

当日の受付時間は、午前九時三十分から午前十時までとする。

なお、受講申込者が十人に満たないときは、開催しないことがある。

三

経験者講習会
講習会の開催日時及び場所

開 催 年 月 日	開 催 時 間	開 催 場 所
平成二十二年 四月 十五日（木）	午後一時三十分から 午後五時まで	大 垣 市 民 会 館
同 年 四月二十二日（木）	同	恵 那 総合庁舎
同 年 五月 六日（木）	同	岐阜県シンクタン ク庁舎
同 年 五月 十三日（木）	同	下 呂 総合庁舎
同 年 六月 三日（木）	同	可 茂 総合庁舎
同 年 六月 二十四日（木）	同	東濃西部総合庁舎
同 年 七月 八日（木）	同	大 垣 市 民 会 館
同 年 七月 二十二日（木）	同	飛 騨 総合庁舎

四

当日の受付時間は、午後一時から午後一時三十分までとする。
受講の申込み

講習を受けようとする者は、県内の警察署で猟銃等講習受講申込書及び収入証紙納付書各一通の交付を受け、猟銃等講習受講申込書にあつては、必要事項を記載の上、写真（六か月以内に撮影した無帽、正面、三分身、横二十四ミリメートル、縦三十六ミリメートルのもの）一枚を添え、収入証紙納付書にあつては、住所及び氏名を記載の上、受講手数料として受講しようとする講習の所定の額に相当する岐阜県収入証紙

同 年 八月 十二日（木）	同	恵 那 総合庁舎
同 年 八月 二十六日（木）	同	中 濃 総合庁舎
同 年 九月 九日（木）	同	岐阜県シンクタン ク庁舎
同 年 九月 三十日（木）	同	郡 上 総合庁舎
同 年 十月 十四日（木）	同	恵 那 総合庁舎
同 年 十月 二十八日（木）	同	大 垣 市 民 会 館
同 年 十一月 四日（木）	同	可 茂 総合庁舎
同 年 十一月 十八日（木）	同	下 呂 総合庁舎
同 年 十二月 二日（木）	同	岐阜県シンクタン ク庁舎
同 年 十二月 十六日（木）	同	恵 那 総合庁舎
平成二十三年 一月 六日（木）	同	大 垣 市 民 会 館
同 年 一月 二十日（木）	同	東濃西部総合庁舎
同 年 二月 三日（木）	同	中 濃 総合庁舎
同 年 二月 二十四日（木）	同	恵 那 総合庁舎
同 年 三月 十日（木）	同	飛 騨 総合庁舎
同 年 三月 二十四日（木）	同	岐阜県シンクタン ク庁舎

をはり付け、講習受講予定日の十四日前までに住所地を管轄する警察署に提出すること。

なお、初心者講習会の受講日時は、講習申込者に猟銃等講習会日時等決定通知書により通知する。

五 受講手数料

1 初心者講習会 六、八〇〇円

2 経験者講習会 三、〇〇〇円

六 講習内容

1 初心者講習会

(一) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 三時間

(二) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 二時間

2 経験者講習会

(一) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 二時間

(二) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 一時間

七 注意事項

1 受講者は、筆記用具及びノートを持参すること。

2 受講に当たって、係員の指示に従わない者又は受講態度が著しく悪い者に対しては、退場を命ずることがある。

八 その他

この講習について不明な点は、住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

○年少射撃資格講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

平成二十二年三月十二日

岐阜県公安委員会

委員長 鈴木 嘉 進

一 講習会の開催日時及び場所

開 催 年 月 日 開 催 時 間 開 催 場 所

平成二十二年 五月二十日（土）	午前十時から 午後四時まで	岐阜県警察本部庁舎
-----------------	------------------	-----------

同 年 八月 一日（月）	同	同
--------------	---	---

同 年 十月二十三日（土）	同	同
---------------	---	---

同 年十二月二十七日（月）	同	同
---------------	---	---

二 受講の申込み

当日の受付時間は、午前九時三十分から午前十時までとする。

なお、受講申込者が三人に満たないときは、開催しないことがある。

講習を受けようとする者は、県内の警察署で年少射撃資格講習受講申込書及び収入証紙納付書各一通の交付を受け、年少射撃資格講習受講申込書にあつては、必要事項を記載の上、写真（六か月以内に撮影した無帽、正面、三分身、横二十四ミリメートル、縦三十六ミリメートルのもの）一枚を添え、収入証紙納付書にあつては、住所及び氏名を記載の上、三の受講手数料の額に相当する岐阜県収入証紙をはり付け、講習受講予定日の十四日前までに住所地を管轄する警察署に提出すること。

なお、講習会の受講日時は、講習申込者に年少射撃資格講習会日時等決定通知書により通知する。

三 受講手数料

九、七〇〇円

四 講習内容

1 空気銃の所持に関する法令 三時間

2 空気銃の使用の方法 一時間

五 注意事項

1 受講者は、筆記用具及びノートを持参すること。

2 受講に当たって、係員の指示に従わない者又は受講態度が著しく悪い者に対しては、退場を命ずることがある。

六 その他

この講習について不明な点は、住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

○正 誤

（校正誤り）

平成二十一年四月一日号外^(注) 岐阜県宅地造成等規正法施行細則の一部を改正する規則一頁上段目次並びに同頁下段後から一行目、二行目及び六行目中「規正」は「規制」の誤り。

。正 誤

(校正誤り)

平成二十二年二月二十六日第百二十六号 保安林の指定予定(岐阜県告示第百三十八号)一四四頁下段後から七行目及び十行目中「字在畑二〇三四の一、二〇三五の一、二〇三六」は、「字在畑二〇三四の一・二〇三五の一・二〇三六」の誤り。

平成二十二年三月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社